[木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム]

<対象者>

『木造建築物の組立て等作業主任者技能講習』を修了後、 5年経過者

<根拠法令>

労働安全衛生法第19条の2第2項及び基安発0209第2号

<カリキュラム>

)キュラム>	
講習 内容	1. 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	2. 0 時間
	2. 木造建築物の組立て等の作業の安全化と 工事用機械設備の保守管理	2 _. 0 時間
	3. 災害事例及び関係法令	3. 0 時間
	合計	7. 0 時間